

平成29年10月20日

大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、四国土建株式会社（法人番号 6470001007280）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 義則

契約第二係長 金井 宏行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
四国土建株式会社	6470001007280	香川県丸亀市土器町北1-60

2 指名停止措置期間：平成29年10月20日～平成30年2月19日（4ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

上記事業者は、虚偽の内容（完成工事高の水増し）を記載した決算の変更届書を香川県へ提出した。また、当該虚偽の内容に基づく経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行い、これらにより得た経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書をもって、香川県に対し、平成27年度から平成30年度まで、公共工事の競争入札参加申請を行った。

これらのことが、建設業法に違反し、香川県知事より45日間の営業停止処分を受けた。

同社は、官庁営繕部に対しても、平成27年度から平成30年度まで、当該虚偽の内容に基づいて得た経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書をもって、公共工事の競争入札参加申請を行っていた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 官庁営繕部が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内